

働き方改革関連法で 事業場が実施すべきポイント



参加費
無料

令和6年4月1日から働き方改革関連法による時間外労働の上限規制適用に合わせ、拘束時間や休息期間のルール(改善基準告示)が改正されました。

会場開催

10月5日(月)

14:00~16:00

山形県JAビル

(山形市七日町3-1-16)



説明内容

- ✓ 自動車運転者の時間外労働上限規制
- ✓ 改正改善基準告示について
- ✓ トラックを巡る最近の法改正等の動き

登壇者

山形労働局 各労働基準監督署
山形運輸支局 輸送・監査部門

お申し込み

お申し込みは、下記URLまたは二次元コードからお申し込みください。
<https://jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp/>



オンライン開催 (全4回)

10月27日(火)14:00~16:00

11月5日(木)14:00~16:00

11月13日(金)14:00~16:00

11月18日(水)14:00~16:00

問合せ先

株式会社日本能率協会マネジメントセンター

『令和8年度 時間外労働の上限規制等に関する説明会 事務局』

TEL: 03-6362-4825

※平日 10:00~12:00、13:00~17:00

E-mail: jogenkisei-support@jogenkisei-setsumeikai.mhlw.go.jp